

小坂町奨学金返還助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小坂町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、小坂町奨学資金及び菅原ヤエ奨学資金（以下、「奨学金」という。）を返還する者に対して行う補助金の交付について、小坂町財務規則（平成24年小坂町規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、定住する意思をもって小坂町内（以下「町内」という。）に住所を有し、奨学金の返還を行う者に対して、その返還額の一部を予算の範囲内で補助することにより、大学生等の町内定着を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 奨学金貸費の許可を受けた者
- (2) 定住する意思をもって町内に住所を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 国家公務員又は地方公務員として雇用されている者（会計年度任用職員を含む。）。ただし、正職員の給与表の適用を受けない非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。
- (2) 独立行政法人、国立・公立大学法人または地方独立行政法人に雇用されている者。ただし、正職員の給与表の適用を受けない非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。
- (3) 第7条に規定する補助金の交付申請を行う時点において、奨学金の返還に滞納がある者

(補助対象期間及び補助対象額)

第4条 補助対象期間は、年度（各年の4月から始まり翌年3月で終わる12か月の期間。以下同じ。）において、補助対象者が町内に住所を有して奨学金を返還した期間とする。

2 補助対象額は、補助対象者が第7条の規定に基づいて交付申請する日の属する年度の前年度における補助対象期間内に返還した奨学金の合計額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象額の3分の1に相当する額とし、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(補助金利用申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、奨学金返還助成補助金利用申請書（様式第1号）を、教育委員会を経由して町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 前条に規定する申請を行い、補助金の交付を受けようとする者は、補助対象期間の翌年度の4月末までに、補助金等交付申請書（様式第103号）に次の書類を添えて、教育委

員会を経由して町長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本（補助金交付申請月と同月に交付されたもの）

(2) その他補助金の交付決定のため必要な書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに教育委員会を通じ、補助金等交付決定通知書（様式第104号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けてから1か月以内に、補助事業等実績報告書（様式第105号）を、教育委員会を経由して町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消及び返還命令）

第10条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があると認めるとき

(2) その他町長が不相当と認める事項があるとき

2 町長は、前項による交付決定の取消を決定した場合は、その旨を交付決定を受けた者に通知する。また、補助金の返還を命ずる必要がある場合は、併せて補助金返還を命ずる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。